

伝藤原為家筆『道真集』断簡

久保木 秀 夫

要旨 国文学研究資料館蔵の伝藤原為家筆歌集断簡は、有吉保氏によって現存するいずれの系統とも異なる『道真集』と指摘された伝冷泉為相筆断簡（MOA美術館蔵手鑑『翰墨城』所収）のツレである。書写年代は鎌倉時代後期頃。ほかに個人蔵のもう一葉のツレが知られる。記載歌はすべて他文献にも見出されるが、断簡独自の内容もあり、他文献からの単なる抜粋などではなさそうである。従来『新古今集』ほかの出典となった道真の家集の存在が想定されており、あるいは当該断簡はそれに該当するかもしれない。また藤原定家自筆『集目録』記載「菅家」との関連も注目される。

『新古今集』卷十八・雑下巻頭の「菅贈太政大臣」菅原道真の十二首に及ぶ歌群については、周知のとおり、同一歌人の詠作が連続配置された同集中の最大規模のものであること、一字題による述懐詠であること、などの特異性が従来注目されている。とりわけ近年活発なのは、その撰集資料たり得るような道真の家集の存在と性格とを考える方向の研究である。すなわちまず武井和人氏は、道真詠の勅撰集入集状況から、『新古今集』また『続後撰集』の「撰集資料としての〔道真定数歌〕」を想定し、かつ藤原定家自筆『集目録』の「菅家」という記載に拠って、

〔道真定数歌〕が未だ見ぬ『菅家集（？）』に含まれてゐ、定家たちはそれを撰集資料としたのだ、といふ仮説が一応は立てられるのである。

のように述べ、ついに膨大な量にのぼる道真仮託家集類の伝本整理を実施した。⁽¹⁾次いで有吉保氏は、武井氏の成果を援用しつつ、新たに『新古今集』の撰者名注記を手掛かりとして、

撰者達の撰集資料となった「家集」のようなものの存在を想定することは自然であろう。撰者名注記に定家・家隆・雅経の名が見えることから、道真の小家集が少なくとも撰集資料として共有されていたことが裏付けられるように思う。

と論じ、また『新古今集』の卷十八巻頭歌群以外の道真詠四首についても、その「一字題を中心とする小家集」から採られたのではないかと指摘した。⁽²⁾さらに浅田徹氏は、有吉氏の見解を肯定しつつ、より多くの文献からの佚文収集を試みた上で、その和歌表現と設題傾向とを分析した結果、「一字題家集」は「十世紀後半、しかもあまり十世紀末

に近寄り過ぎない頃」に成立した道真仮託の作品にして、いわゆる初期百首の世界に連なるものとの見方を示した。⁽³⁾
この時浅田氏が佚文と認定したのは次の二十二首である（氏が付した通し番号順に掲げる。歌末括弧内の歌番号は新編国歌大観番号。『大鏡』本文についても氏に倣い、地の文を詞書風に二字下げとする）。

山

菅贈太政大臣

1 あしびきのこなたかなたに道はあれど都へいざといふ人ぞなき（『新古今集』卷十八・雑下・一六九〇）

日

2 天の原あかねさしいづる光にはいづれの沼かさえのこるべき（同・一六九二）

月

3 月ごとにながるとおもひします鏡西の空にもとまらざりけり（同・一六九二）

雲

4 山わかれ飛び行く雲のかへりくるかげみる時はなほたのまれぬ（同・一六九三）

霧

5 霧たちててる日のもとのみえずとも身はまどはれじよるべありやと（同・一六九四）

雪

6 花とちり玉とみえつつあざむけば雪ふる里ぞ夢にみえける（同・一六九五）

松

7 老いぬとて松は緑ぞまさりける我が黒髪の雪の寒さに（同・一六九六）

野

8 筑紫にも紫生ふる野辺はあれどなき名かなしぶ人ぞ聞えぬ（同・一六九七）

道

9 刈萱の関守にのみみえつるは人もゆるさぬ道辺なりけり（同・一六九八）

海

10 海ならずたたへる水の底までにきよき心は月ぞてらさむ（同・一六九九）

鵲

11 彦星の行き逢ひをまつ鵲のとわたる橋を我にかさなむ（同・一七〇〇）

波

12 流れ木と立つ白波と焼く塩といづれかからきわたつみの底（同・一七〇二）

鶯を

菅贈太政大臣

13 谷深み春の光のおそければ雪につつめる鶯の声（同・卷十七・雑上・一四四二）

梅

14 ふる雪に色まどはせる梅の花鶯のみやわきてしのばん（同・一四四二）

柳を

菅贈太政大臣

15 道の辺の朽木の柳春くればあはれ昔としのばれぞする（同・一四四九）

（題不知）

菅贈太政大臣

16 草葉には玉とみえつつわび人の袖の涙の秋の白露（同・卷五・秋下・四六一）

亭子の帝にきこえさせ給ふ

17 流れゆく我は水屑となりはてぬ君しがらみとなりてとどめよ〔大鏡〕

ものをあはれに心ほそく思さるる夕、をちかたに所々煙たつを御覧じて

18 夕されば野にも山にも立つ煙なげきよりこそ燃えまさりけれ〔同〕

また、雨の降る日、うちながめ給ひて

19 あめのしたかわけるほどのなればや着てし濡衣ひるよしもなき〔同〕

流され侍りける道にて詠み侍りける 贈太政大臣

20 あまつ星道も宿りも有りながら空にうきてもおもほゆるかな〔拾遺集〕卷八・雑上・四七九

浮き木といふ心を

21 流れ木も三とせ有りてはあひみてん世のうきことぞかへらざりける〔同・四八〇〕

萱草を 菅贈太政大臣

22 忘れ草名のみなりけりみるからにことの葉しげくなりまさりつつ〔万代集〕卷十五・雑二・三〇六一

ほか浅田氏は存疑とするが、武井氏はさらに次の四首も視野に入れている（佚文と認定するかどうかは別として、便宜上、通し番号を続ける）。

帰雁を 菅贈太政大臣

23 かりがねの秋なくことはことわりぞかへる春さへなにかかなしき〔続後撰集〕卷二・春中・五七

（題不知） 菅贈太政大臣

24 今朝桜ことにもみえつる一枝は庵の垣根の花にぞありける〔同・八八〕

萩を 菅贈太政大臣

25まぼろまず音をのみぞなく萩の花いろめく秋はすぎにしものを（同・卷十六・雜上・一〇八八）

藤の花を

菅贈太政大臣

26紫の糸よりかけてさく藤のほひに人やたちどまるらん（『雲葉集』卷三・春下・二五二）

二

ところで右有吉氏の論において、初めてその資料的価値が見出された古筆切一葉が存する。それはMOA美術館蔵手鑑「翰墨城」に貼付された伝冷泉為相筆断簡で、華麗な梅花紋雲母刷り料紙、縦二十一・四cm×横十四・三cm、（断簡A、以下歌頭に丸数字の通し番号を付す）

①なきなかなしふ人そきこえぬ

田

②ゆふしてのあらたすきかきいのりこし

かみはほにいて、かみなほみせよ

道

③かるかやのせきもりにのみみえつるは

人もゆるさぬみちへなりけり

波

という本文を持つものである。⁽⁴⁾うち①と③、及び③の次の「波」題が前掲8・9・12の道真詠（いずれも『新古今集』

卷十八巻頭歌群」と一致する一方で、②のみは出典不明であるという点、従来この断簡Aは『新古今和歌集』の異本であるかもしれない⁽⁵⁾とも言われてきた。対して有吉氏は、

この部分は、新古今集の伝本研究において歌の出入などの異同は全く知られていないところであり、現時点では新古今集側に配列などの問題はないように思われる。

と反論し、出典不明の②（の類歌）が実は現存する道真仮託家集中、武井氏分類するところのB・E系統にそれぞれ、

27 ゆふしてのあした深きに祈りこし神そなへ出て神なみをせは（B系統394）

ゆふしてのあらたすきかけ白かみのその本出て神なをりせよ（同532）

ゆふしてのあら田すきかき祈りこし神もほに出て神なをりせよ（E系統139）

のように見出せる点、及び題の配列が『新古今集』とも現存家集のいずれの系統とも異なる点から、

この一葉は、新古今集の断簡ではなく、既に紹介されているどの諸本とも異なる道真集の存在を示している貴重

な資料ということになる。

と位置づけた。

さてここからが本題である。この有吉氏の大変説得的な認定ののち、新たに断簡二葉が世に現れた。

（断簡B）

菅大臣ことにあたりて京いて

たまふ日御前のちかき梅樹に

むすひつけさせたまひける

④こちふかにはほひをこせよむめの花

あるしなしとてはるをわするな

亭子帝よみてたてまつりける

⑤ なかれゆくわれはみくつとなりぬとも

きみかしからみかけてと、めよ

(断簡C)

⑥ みはまとはれしよるへありやと

⑦ あめのしたのかれぬ人のなればや

きてしぬれきぬひるよしのなき

厲

⑧ かりかねのあきにときくはことほりそ

かへるはるさへなきか、なしさ

雪

⑨ はなとちりたまと見えつ、あさむけは

断簡Bは個人蔵の狩野探幽筆「騎馬菅公図」一軸に貼付されている一葉。平成十三年度東京国立博物館ほか特別展
示「菅原道真没後千百年 天神さまの美術」において初公開されたこの「騎馬菅公図」、画中の、

聖廟御詠二首為家卿筆跡拝見之次／不堪感心而奉描其神像者也／宮内卿法印探幽筆

という款記によって、探幽が断簡Bに触発されて描いたという事情が知られる逸品中の逸品である。⁽⁶⁾ご所蔵者の方の
格別のご厚意により直接拝見したところ、断簡Bは梅花紋雲母刷り料紙、縦二十一・四cm×横十四・四cm、「為家卿

首大臣
こちふかは (琴山) という古筆了音の極札等が附属しており、右の「為家卿筆跡」という款記ともよく合致する。記載の二首中④が『拾遺集』(巻十六・雑春・一〇〇六、なお後述) ほか、⑤が『大鏡』(前掲17) ほかにも所収の道真詠たることは、あまりに有名な歌であるので言う必要もないだろう。この断簡Bが断簡Aのツレとみられること、よって極めて高い資料的価値——美術的価値のみならず——をも有していることについては、すでに同展示図録の解説で坂井孝次氏が、

本作と同様の料紙装飾の伝為相筆とされる一葉がMOA美術館蔵 手鑑 翰墨城(国宝) に収められている。その一葉は有吉保氏(略) により今日紹介される道真集のどの諸本とも異なる存在を示している貴重な作。本作は同じ手になる筆致、拾遺集に収められる道真の歌からその断簡のつれと考えられ、別本の道真集を補う断簡として、鎌倉時代の古筆として国文学、書道史上極めて貴重な作品である。

と簡潔明快に指摘しているとおりであろう。

一方の断簡Cは国文学研究資料館蔵のマクリ一葉(平成十五年度末に収蔵)、やはり梅花紋雲母刷り料紙、縦二二・〇cm×横十四・六cm。極札等は付いていないが、紙背に「御子左為家卿」という墨書が存する。本稿末尾の図版によっても明らかなお、料紙・筆蹟の特徴からこれも断簡A・Bのツレと認めて差し支えない。記載歌も⑥が前掲5、⑦が19、⑧が23、⑨が6と一致する、すべて道真詠である。

伝称筆者を断簡Aが為相とし、断簡B・Cが為家とする当否は不明。ただ書写年代はまず大まかに鎌倉時代と判断されるし、また『日本名跡叢刊』⁽⁷⁾ 『古筆学大成』⁽⁸⁾ が看破した個人蔵『信明集』古写一帖との料紙の一致も見逃せない。今挙げた両書に全丁の図版が掲載されているこの『信明集』、当該断簡とまったく同じ梅花紋雲母刷り料紙を本文料紙としているのである。のみならず同筆とまでは言えないにしろ筆蹟もよく近似しており、これらの事実は『道真集』

と『信明集』がさほど時を隔てぬ時期に同一圈内において書写されたことを推測させよう。ちなみに類筆同料紙の古筆としてはもう一点、やはり『古筆学大成』⁽⁹⁾掲載・指摘の伝九条教家筆『高光集』断簡二葉も挙げられるので、これら三作品を含めた同体裁の写本群がかつて存在していたのだろう。

ともあれ『信明集』に話を戻すと、同本には、

以九条入道三位知家本書写之了

本云
(摺り消し痕)

(二行分空白)

以他本校合哥少々書入了

六十一俊成書之

という奥書があり、一行目の本奥書と二行目の校合奥書とが同筆で、三行目のみが別筆とみられる。前掲両書は右のうち三行目に「腑に落ちない」点がいくつかあるとしながらも、その「六十一俊成」について、一行目に名が見える九条知家以降の人物に比定しようと試みている。しかしこれは藤原俊成筆本に見せかけることを目論んだ後人の書き入れなのではなからうか。一・二行日間の摺り消し痕も、おそらくはその偽装行為に伴うもので、俊成筆本と称する際に抵触するような人名等(位置的には本奥書に連なるものか)が本来ここには存したのだろう。そうした情報が失われてしまったのは非常に残念だけれども、ともあれ知家が「九条入道三位」と呼ばれ得るのは出家した嘉禎四年(一二三八年)八月十七日(『公卿補任』)以降であり、しかし決して鎌倉時代末期は下らぬ写本であるので、『信明集』はまずその間の書写と認めてよさそうである。ならば問題の『道真集』もほぼ同じ、鎌倉時代中々後期頃の書写としてよく、従って作品自体の成立は少なくともそれ以前だったということになるう。

もつとも現時点で成立年代をより絞り込むことは困難で、また④の詞書中の「菅大臣」から他撰であることも間違
 いなく、さらに断簡三葉の記載歌がすべて、

(断簡A)

①…新古今集(前掲8) など

②…道真仮託家集B系統・同E系統(前掲27)

③…新古今集(前掲9) など

③の次…新古今集(前掲12) か

(断簡B)

④…拾遺集(後掲28)・拾遺抄・大鏡など

⑤…大鏡など(前掲17)

(断簡C)

⑥…新古今集(前掲5)

⑦…拾遺集・大鏡(前掲19) など

⑧…続後撰集(前掲23) など

⑨…新古今集(前掲6) など

のように他文献にも見出せる以上、この『道真集』も鎌倉時代中〜後期頃までの諸文献中の道真詠を抜き出しただけの作品だったという可能性はもちろん考えた方がよい。ただここで注目されるのは、現存する他文献に拠る限りでは知られないような独自内容が当該断簡に記されていることである。すなわちひとつは②の、

田

ゆふしてのあらたすきかきいのりこしかみはほにいて、かみなほみせよ

という一首の「田」題で、これは類歌を載せる前掲仮託家集B系統・E系統のいずれにおいても認められない。また「田」題の有無の問題以前に、B・E両系統を含む仮託家集類の「成立上限は、鎌倉末期あたりまでしか引き上げられない」（武井氏）由なので、②の出典としてはそもそもいずれも不適切であると言えよう。

もうひとつは④の、

菅大臣ことあたりにて京いてたまふ日御前のちかき梅樹にむすひつけさせたまひける

という詞書。例えば『拾遺集』の、

流され侍りける時、家の梅の花を見侍りて 贈太政大臣

28 東風ふかばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春を忘るな（巻十六・雑春・一〇〇六）

という詞書や、また『拾遺抄』の、

流されてまかり侍りける時、家の梅の花を見侍りて（巻九・雑上・三七八）

という詞書、あるいは『大鏡』の、

帝の御おきて、きはめてあやにくにおはしませば、この御子どもを、同じ方につかはさざりけり。かたがたにいとかなしく思し召して、御前の梅の花を御覧じて、

東風吹かばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春を忘るな

という地の文あたりと見較べてみると、④の方が描写が細かく具体的であり、特に傍線部などは右のいずれにも見られない内容であることに気づく。唯一仮託家集のD系統には、

此一首は御所を出させ給けるに紅梅殿の心なき草木まで頼をむすはせ給てと云々(2)

という左注があるが、内容も表現も異なっており、また前述のとおりのちの時代の成立なので、影響を及ぼしたというはずもなからう。

こうした点、どうも当該『道真集』は、勅撰集をはじめとする諸文献からの単なる抜粋などではなかったように思われる。もちろんB・D・E系統のような本文を持つ仮託家集がある以上、その原拠資料たり得るような何らかの文献はあったとおぼしく、『道真集』もそれと同類の散佚文献に拠っていただけの話であるかもしれない。しかしながら、やはり試しに考えてみたくなるのは、この『道真集』こそが仮託家集の原拠資料にして、『拾遺集』や『拾遺抄』の出典となった作品そのものだったのではないか、という見方である。これはなかなか論証しにくいことではあるが、少なくとも④に関して言えば、『拾遺集』『拾遺抄』からこの詞書が書かれることは難しくても、この詞書から『拾遺集』『拾遺抄』のように要約できないことはない。また『道真集』は前述のとおり『信明集』『高光集』とともにひとつの写本群を構成していたようであるが、それは『道真集』を平安時代成立の作品と同等とみなす書写者の認識の表れであると言つて言えないこともない。あるいはこの『道真集』は、すでに十一世紀初頭以前には成立していた作品なのではなからうか。

仮にそのように認めた場合、また『大鏡』『新古今集』『続後撰集』との同一歌も持つ『道真集』は、さらにそれらの出典でもあったという可能性すら生じてこよう。ここで当然想起すべきは前述浅田氏の説である。『新古今集』の

撰集資料として氏が提案した道真の「一字題家集」は、繰り返し返すと十世紀後半頃成立の仮託作品にして、少なくとも『拾遺集』『大鏡』『新古今集』『万代集』に採歌されたということだった。そうした想定は以上述べてきた『道真集』に関する仮説と齟齬していないようであり、ならば本仮説にもそれなりの蓋然性は認めてよいことになろうか。すると浅田氏は「一字題家集」の佚文認定に際して「(1)一字題を持つか、それを想定しうること」、及び「(2)前項の物に寄せた述懐(配流の嘆き)の心情を中心としていること」というふたつの条件を挙げている。これは『新古今集』ほかの出典となった家集が一字題による述懐詠のみで構成されていたという見通しであると言えよう。ところが断簡Bには一字題ならぬ詞書を持つ④⑤が見出されるので、本仮説を仮に事実とみなした場合、出典となった『道真集』には一字題以外の歌も含まれていたことになる。すなわち武井氏が「道真定数歌」が未だ見ぬ『菅家集(?)』に含まれてゐ」たとしている「仮説」同様、『道真集』は「一字題家集」ではなく「一字題歌群を含む家集」だったとみるのがよさそうである。ならばまた浅田氏の認定からは外された、

流され侍りてのち、いひおこせて侍りける 贈太政大臣

29君がすむ宿の梢のゆくゆくとかくるまでにかへりみしはや(『拾遺集』巻六・別・三五二)

という一首についても佚文として扱うことが許されようか。この一首、『拾遺抄』(巻六・別・二二七)に「流され侍りてのち、乳母のもとにいひおこせて侍りける」、『大鏡』に「都遠くなるままに、あはれに心ほそく思されて」としても見られる述懐歌である。

ほか浅田氏認定外の歌の中ではもう一首、武井氏指摘の23も断簡Cの⑧と一致する点、当該『道真集』が『続後撰集』の撰集資料でもあった可能性が再浮上してくるだろう。浅田氏が23と26を除いたのは「これらの歌には述懐性が見られなかったり、述懐風であっても題で示された物に中心が置かれていなかったりする」という理由によるが、こ

こで興味深いのは、23の二句目「秋なくことは」及び四句目「なにかかなしき」に対し、⑧が「あきにときくは」「なきか、なしさ」という異文を有している点である。23のとおりに読めば「雁は毎秋鳴くわけだから、春に去ってもどうして悲しむ必要がある」という諸諷味ある春歌となるが、⑧の表現に拠れば「春帰る雁と違って、帰る術のないこの身が悲しい」という述懐歌となり、流謫中の道真の心情としてそれは大変相応しいものと言えよう。無論こうした異同がある以上、⑧が23の出典そのものだったとは必ずしも限らないことになろうが、それでも出典だったとすると、当時存した『道真集』の伝本間ですでに異同が生じていたか、『続後撰集』撰者藤原為家が春部に採るため改変したかのいずれかだろうと推測できる。ならば『続後撰集』にはさらにまた、24・25という出典未詳歌二首があるので、それらについても『道真集』から採られたという可能性を問い直してみてもよいかもしれない。

ただし以上のような仮説を立てて、すべてがきれいに説明できるというわけでもない。浅田氏は「一字題家集」の歌題について「漢籍的な秩序に基づいて」と指摘し、近似例として『李嶠百二十詠』⁽¹⁾の、

乾象部十首

日・月・星・風・雲・煙・露・霧・雨・雪

坤儀部十首

山・石・原・野・田・道・海・江・河・路

芳草部十首

蘭・菊・竹・藤・萱・萍・菱・菰・茅・荷

嘉樹部十首

松・桂・槐・柳・桐・桃・李・梨・梅・橘

靈禽部十首

風・鶴・烏・鵲・鷹・鳧・鶯・雀・雉・燕

という最初の五十題を提示しながら「一字題家集」佚文の歌題と比較し、

伝道真歌の一字題歌群は、漢籍の類書の項目の中から自然物に関わるものを抜き出して編集したものではなかったか。もしそうであれば、歌題の配列は類書風であった可能性が高く、その冒頭は恐らく「日」であっただろう。のように推定している。そこで断簡における一字題の配列を見ると、断簡Aでは①…(野)・②…田・③…道・③の次…浪となっており、確かに右「坤儀部」と非常に近く、氏が「歌題の配列は類書風であった」としたその適切さが知られよう。ところが断簡Cでは⑥…(霧)・⑦…ナシ・⑧…鷹・⑨…雪で、まず⑦のナシが問題となる。もつとも「あめのした」「きてしぬれきぬ」という表現は、一首前の⑥(霧)を承けるものとは思われないので、取りあえず「雨」題あたりの誤脱とみよう。するとこの⑦は『大鏡』に「また、雨のふる日、うちながめ給ひて」とある前掲19と同じ歌であり、浅田氏は19を含む『大鏡』中の道真詠数首について、

大鏡はそれぞれの歌が実際の景物に触れて作られたかのように叙述しているが、これは一字題家集の各歌を実情の歌と解して物語化しているのであろう。

と論じて19本来の一字題は「雨」だったかと説いているので、それが裏付けられたことになる。ならば同時に断簡Cの一字題が⑥…(霧)・⑦…雨・⑧…鷹・⑨…雪という順番だったことにもなるが、しかし⑥⑦⑨が右「乾象部」の終わり三題と合致する中、⑦⑨に挟まれ「靈禽類」所屬の鷹が⑧として位置しているのが腑に落ちない。浅田氏の説が説得的であるだけに、ここは断簡C本文の方に何らかの不備や誤りを疑いたくなってしまふ。これをどのよう考えるべきか。

例えばこうした問題を解決し、かつ以上の仮説を実証の域に少しでも近づけるためには、何より断簡のツレを一葉でも多く見出すことが必要だろうと思われる。今後の博搜を心掛けたい。

四

最後に定家自筆『集目錄』の「菅家」に関して一言しておく。かつて定家認知の道真の家集が存在したらしいことを伝え、かつその家集こそが『新古今集』の撰集資料だったのでなからうかとも想像させるといふ点で、今日に至るまで期待され続けているこの「菅家」については、また『大鏡』の、

かの筑紫にて（略）折々の歌書きおかせ給へりけるを、おのづから世に散り聞こえしなり。

という一節によって知られる世間に流布した歌稿の類や、嘉承元年（一一〇六）成立といふ藤原陳経撰『菅家御伝記』の、

道真公所詠歌集曰菅家御集。有一卷。

という「菅家御集」、及びもちろん本稿で取り上げてきた断簡との関係の有無も注目されよう。⁽¹³⁾ 無論それぞれ成立事情を異にした別々の作品だった可能性も相応に考えられるが、一方でまず「菅家」と「菅家御集」との書名の類似は見逃せないし、加えてもし『大鏡』の伝える歌稿によつて『大鏡』自体も作られており、同時に『集目錄』の「菅家」が本場に『新古今集』の出典だったとした場合、前節までの仮説に拠れば、断簡を併せて四者は同一作品ともみなし得る。仮定に仮定を重ねた上での話であるが、あるいは当該断簡は「菅家」そのものなのかもしれない。

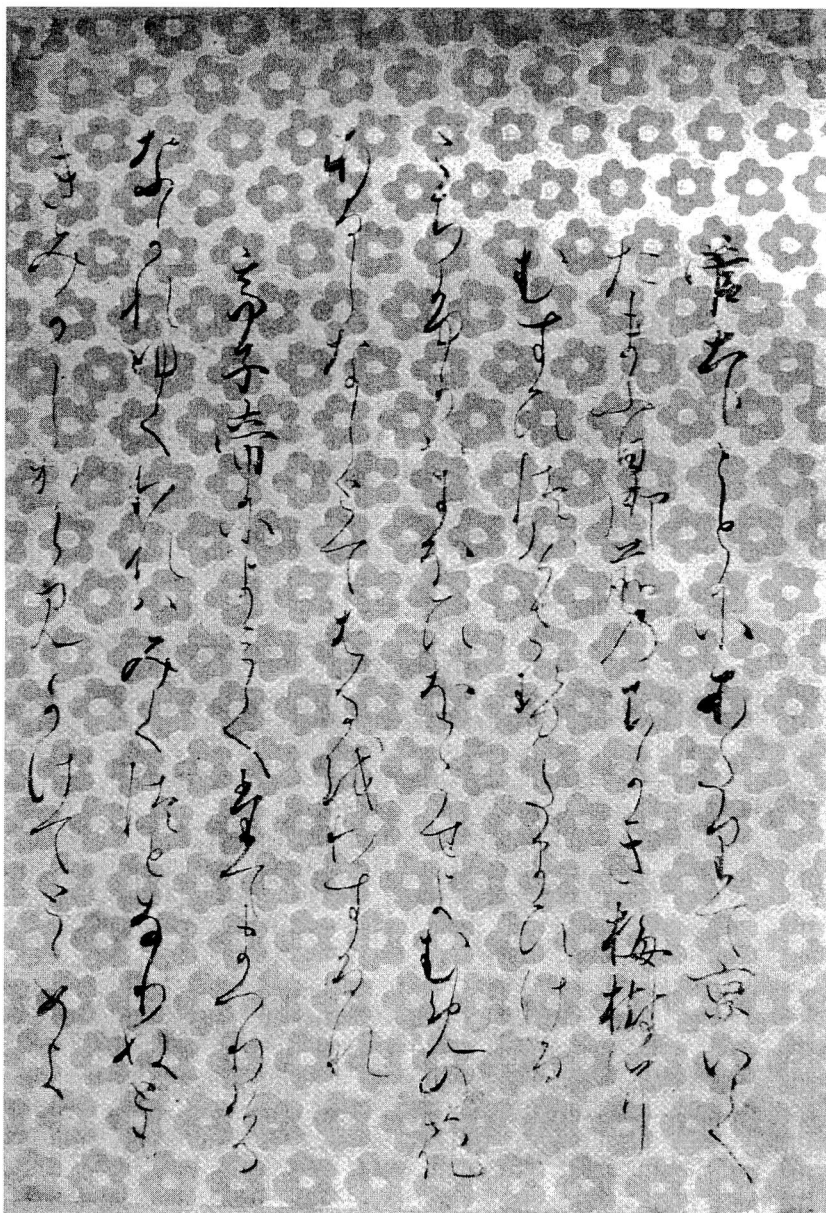
〔注〕

- (1) 武井和人氏「菅原道真仮託家集・百首研究序説」(『中世和歌の文献学的研究』所収、平成元年七月、笠間書院)。またのちに引用する道真仮託家集B・D・E系統の本文・歌番号も同論に拠る。
- (2) 有吉保氏「撰者と資料——巻十八雑歌下・道真詠歌の場合——」(『新古今和歌集の研究 続篇』所収、平成八年三月、笠間書院)。
- (3) 浅田徹氏「菅原道真の新古今入集歌おぼえがき」(『早稲田本庄高等学院国語科論集』創立二十周年記念特別号、平成十五年三月)。
- (4) 小松茂美氏監修「国宝手鑑 翰墨城」(昭和五十四年、中央公論社) 所収の原寸大の図版に拠る。
- (5) 注(4) 付録「総説・解題」。
- (6) なお東京国立博物館・福岡市博物館・大阪市立美術館編の同展示図録(平成十三年七月、NHK・NHKプロモーション・東京新聞)の112に図版掲載。
- (7) 小松茂美氏監修『日本名跡叢刊 鎌倉 信明集』(昭和五十六年九月、中央公論社)。
- (8) 小松茂美氏『古筆学大成 第十八卷 私家集二』所収「筆者未詳 信明集」(平成三年五月、講談社)。
- (9) 小松茂美氏『古筆学大成 第十九卷 私家集三』所収「伝九条教家筆 高光集」(平成四年六月、講談社)。
- (10) なお、うち「十月九日冷泉院にて神名月」とで始まる一葉(図版番号65)は「田篠山藩主 青山子爵家御蔵器入札」(昭和十年十一月、東京美術クラブ)なる売立目録にも掲載されているが(通し番号二〇)、そちらの図版では「為家卿十月九日冷泉院(琴山)」という古筆了祐筆の極札を伴っている。
- (11) 本文は柳瀬喜代志氏「李嶠百二十詠索引」(平成三年三月、東方書店)に拠るが、読みやすさを考えて浅田氏に倣い、題は「・」で区切った。
- (12) 『群書解題』第六「菅家御伝記」(西田長氏執筆、昭和三十七年四月、統群書類従完成会)に拠る。
- (13) ほか「河海抄」(本文は玉上琢彌氏編「紫明抄 河海抄」(昭和四十三年六月、角川書店)に拠る) 所引の和歌には「菅家」と付される五例があつて、詳細は省くがそのほとんどは作者名注記ではなく出典注記のようにみられる。よって問題の「菅家」に関わるかもしれない一方、あるいは家集ではなく「菅家の御日記」(巻第十七・第廿八・橘姫 なる作品の佚文である可能性も疑われるので、ここでは取り上げないことにした。この問題については「河海抄」に見出される他の散佚和歌関連作品、例

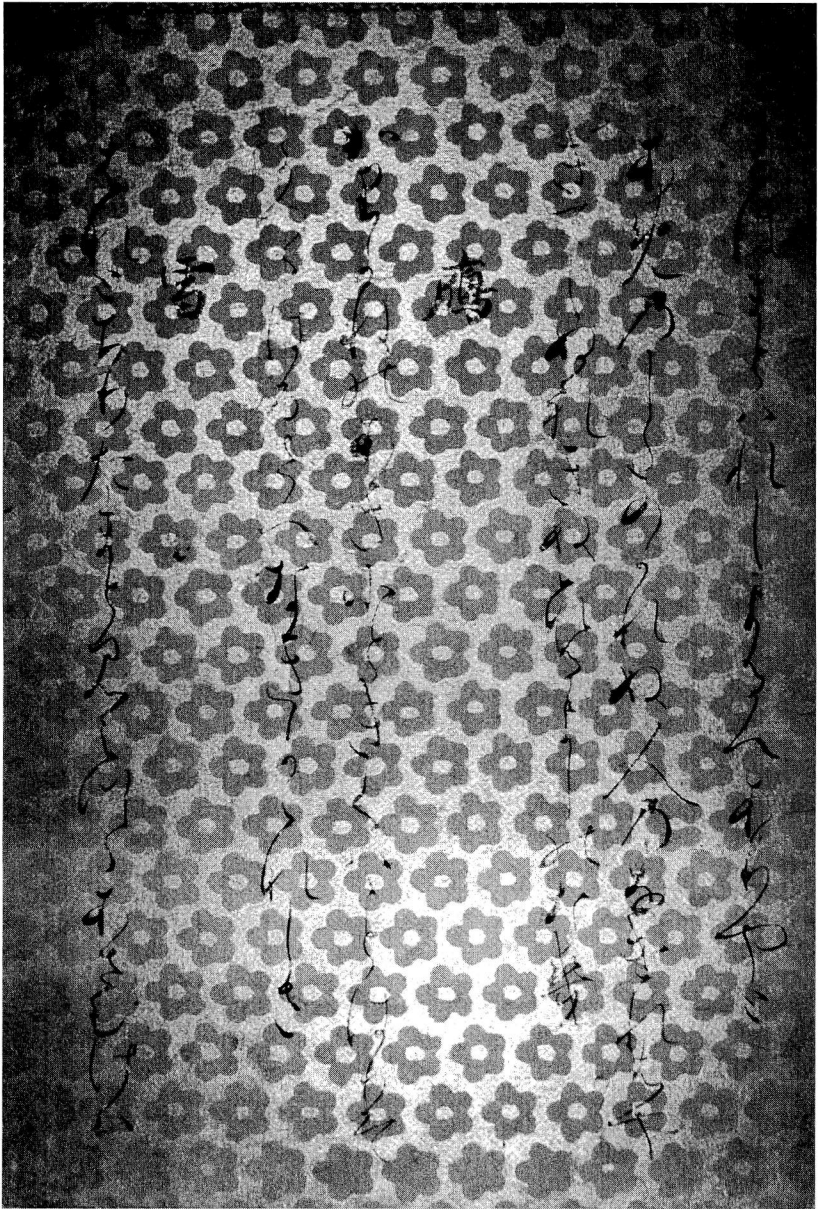
えば源賢撰「樹下集」や源信撰「勸女往生義」、などと併せて別に論じる機会を得たい。散佚歌集研究の立場からも「河海抄」は頗る興味深い作品である。

【付記】

狩野探幽筆「騎馬菅公図」の実地調査と学術利用をご快諾下さったご所蔵者の方、及び紹介の労をお取り下さった坂井孝次氏に心より御礼申し上げます。なお本稿は平成十六年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（2）「古筆切をはじめとする散佚歌集関連資料の総合的調査・研究」（課題番号一六五二〇二二六）に基づく研究成果の一部である。



断簡B（個人蔵「騎馬菅公図」貼付）



断簡C (国文学研究資料館蔵)